

大宜味村不妊治療費等助成制度



大宜味村では不妊治療を受けた夫婦に対しその医療費の一部し、不妊に悩むみなさんを支援します。

対象者

不妊治療を行っている者で、以下の条件全てを満たすもの

- ・ 戸籍上の夫婦
- ・ 夫婦のいずれか一方もしくは両方が、村内に1年以上住所を有し、助成後も3年以上村内に住所を有する者
- ・ 医療保険に加入していること
- ・ 夫婦に村税等の滞納がないこと

助成額

◎一般不妊治療（タイミング療法・排卵誘発法・人工授精など）本人負担額の1/2の額で1年度

5万円を限度に通算2年間

◎生殖補助医療に要した費用のうち、保険診療費の一部負担金から高額療養費や付加給付を控除した額を助成します。1年度15万円を限度に通算5年間

◎不妊治療に係る交通費 1回あたり4千円、1年度あたり限度額4万円

申請期間

◎一般不妊治療・不妊治療に係わる交通費

- ・ 3月から翌年2月までの診療分について、4月から翌年3月までに行う。
（2024年度は4月から2025年2月までの診療分を2025年3月31日まで）

◎生殖補助医療

- ・ 1回の治療終了ごとに治療終了後1年以内

必要書類

- ・ 不妊治療費に要した費用の領収書
- ・ 夫婦の健康保険証の写し
- ・ 振込先口座の写し
- ・ 認印（夫婦それぞれのもが必要です）
- ・ 以下の提出証明書に関する同意書
 - （夫及び妻の納税証明書等）
 - （婚姻をしている夫婦であることを確認できる書類（戸籍謄本））
 - （夫婦の住所地を証明する書類（住民票））

ただし の証明書に関して申請年の1月1日時点で大宜味村に住所がない方は納税証明書の提出が必要となります。また、大宜味村に戸籍がない方は、提出が必要となります。

お問い合わせ先 大宜味村役場 住民福祉課
母子保健担当（宮城） ・ 保健師（濱元）
電話 0980-44-3003